

【参照条文】

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第39条の2 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成28年3月31日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(略)

- 3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第39条の4までにおいて同じ。)に基づく特定中小企業者の地位であって、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第39条の4 認定中小企業承継事業再生計画に第39条の2第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成11年政令第258号)

(特定許認可等)

第9条 法第39条の2第3項の政令で定める許認可等(以下この条において「特定許認可等」という。)は、次のとおりとする。

- 一 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可
- 二 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可
- 三 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条の規定による許可
- 四 火薬類取締法第5条の規定による許可
- 五 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による許可
- 六 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定による許可
- 七 ガス事業法第37条の2の規定による許可
- 八 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の規定による許可
- 九 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による許可

2～4 (略)